

## 外部有識者からのコメント

事業名	人権擁護委員活動の実施	予算事業 ID	000931
-----	-------------	---------	--------

取りまとめコメント	
①	人権擁護委員活動は、独自の強みを持つ貴重なネットワークであり、今後もその強みを活かした運営を継続していくべきものとする。
②	一方で、人権問題の複雑化や地域社会の変化などを踏まえ、今後のサステナビリティ維持のために、一定の見直しが必要とする。
③	人権擁護委員の強みを活かし、地域での活動を目的とする他の組織などとの役割分担、統合、連携や、人権擁護委員の声を吸い上げ、ボトムアップで現場の悩みや創意工夫を制度の改善に役立てていくことなどを検討いただきたい。
④	活動の効果をよりよく測定し、より効果的な活動につなげていくために、KPI の見直しも併せて検討いただきたい。

各委員からのコメント		取りまとめ コメントとの対応
○	Last one mile をつなぐ大切な役割と認識。悩みを抱えた方との接点。活動などを通じた委員同士の強固なネットワークが構成されている。これまでの長い歴史で培われてきた貴重なつながりで、今後もぜひ活かしていくべき。	①
○	昭和 23 年の制度創設以来、現在では約 14,000 名の方々がボランティアとして全国各地で継続的に活動されていることは、制度として極めて稀有であり、深い敬意を表する次第です。	①
○	<p>本制度の最大の強みは、人数の多さにとどまらず、地域に根ざした「顔の見える関係性」に基づく活動が可能である点にあります。日常的な接点の中で、困りごとに気づき、自然に寄り添うことができるという特性は、制度の真価であり、その強みをいかに制度運用に活かしていくかが、今後の重要な課題と考えます。</p> <p>今年度より法務省が、人権擁護委員を子ども食堂や放課後教室等の地域拠点に派遣する方針を打ち出されたことは、制度の特性を最大限に活かす取組として高く評価されるべきものです。こうした取組の全国的展開にあたっては、先行事例の丁寧な把握と課題の抽出、それに基づく戦略的な横展開が求められます。</p> <p>加えて、今後の制度運用においては、EBPM（証拠に基づく政策立案）の視点を導入し、「気づきのきっかけ」から「初期対応」、「関係機関との連携」、「問題解決・救済」に至る一連の流れに即したロジックモデルの構築、接点数・対応件数・連携先数などの KPI の設定と可視化を通じた効果検証と改善の仕組みが極めて重要です。</p>	①、③、④
○	短期アウトカムとしての人権擁護委員の組織体の認知度が伸び悩んでいるが、SNS 時代に対応した広報が出来ていないのではないかと。パワハラなど職場での人権侵害が問題になる中、勤労世代へのアプローチが特に重要ではないかと。	②
○	人権擁護委員の確保について現場レベルでの後任探しでは限界があるのではないかと。特に在職者を募るのであれば、広く公募をかけて選定を行う見直しが必要ではないかと。人材の質を担保するために一定の職務経験を条件にすることはあっても良い。人権擁護委員の確保が困難な自治体については近隣の中核市・協議会レベルで選定の上、派遣する仕組みも一案。人権擁護委員の業務のうち、法務局を補完するものであれば、本来は法務局が嘱託で採用しても良いのではないかと。	②
○	特に、相談対応、事務局対応は、専門性や負荷の観点から、ボランティアではなく、有償の業務委嘱とすることも検討していただくとよい。	②
○	地域社会が弱体化している状況において、人権擁護委員・保護司・民生委員など地域のボランティアに頼る制度が重畳することがさらに限られた人的資源を疲弊させている実態があるのではないかと。諸制度を通じた効率化についてさらに検討することが望ましい。	②、③

各委員からのコメント	取りまとめ コメントとの対応
<p>○ 職場でのパワハラやネットを通じたいじめ、高齢者への虐待、性的マイノリティ（LGBT）など現代の人権問題は人権擁護委員の組織体が設立した昭和 23 年から様変わりしている。学校や自治体、児童相談所、労働基準監督署などとの役割分担や連携を含めて、新たな状況に対応するよう人権擁護委員の組織体の在り方そのものを見直す時期が来ているのではないかと。各種相談窓口や専門機関への橋渡しをする「ワンストップ」化や他の専門機関では対応できていない分野への特化など。</p>	②、③
<p>○ 事案の複雑化やデジタル化、委員の年齢構成などを考えると、今後のサステナビリティ維持のために、見直しが必要。人権擁護委員の強みは地域に根ざしたネットワーク。ここに重点を置いた組織・活動としていくべき。地域での活動を目的とする他の組織などとの役割分担、統合、連携を進め、焦点を絞ったものとしていくべき。それにより、明確となった対象により有効にアプローチしていくことも可能となると考える。</p>	②、③
<p>○ 人権擁護委員制度の周知について、地方自治体との連携は重要だと考えられるが、認知度の高い地域にある地方自治体の周知方法がどのようになっているかを分析し、ベストプラクティスが何かを探ることが必要ではないかと。それがわかれば、横展開をすることで、認知度の改善を図ることができるのではないかと。</p>	③
<p>○ 制度が長期にわたり継続されてきた背景には、現場の委員による主体的かつ創意工夫に富んだ実践の積み重ねがあります。制度の持続可能性と実効性をさらに高めていくためには、トップダウンの制度設計に加え、現場から生まれた優良な取組を積極的に整理・体系化し、再現可能な実践モデルとして展開していくことが不可欠です。現場で日々尽力されている委員の皆様の知見が丁寧に活かされるよう、今後とも現場の声に真摯に耳を傾けた制度運営と政策形成がなされることを強く期待いたします。</p>	③
<p>○ 地域によって人権擁護委員の活動に差が出ないように人権擁護委員の方々の活動上の工夫や活動を行う上での困難な事項などを把握し、活動をより効果的に行うために人権擁護委員の方々の声を吸い上げる仕組みその仕組みの活動成果を測定することを検討していただければと思います。</p>	③、④
<p>○ 人権擁護委員制度の周知広報について、認知度の地域差があることは望ましくない。認知度の高い地域と低い地域の差がどこにあるのかを分析し、低い地域の周知広報の改善を図ることが大切ではないかと。そのため、地域差の改善を達成する成果指標を設定することが考えられるのではないかと。</p>	④
<p>○ 人権啓発活動回数（303:短期アウトカム）については行政側の活動で完結しているものであるため、アウトプット指標という位置付けが適当である。長期アウトカムが設定されているため無理に短期についても設定する必要はないが、定期的に行なわれている既存の社会調査など利用可能なものがないか検討することが望ましい。</p>	④